

入会資格基準及び入退会に関する規程

一般社団法人横須賀建設業協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人横須賀建設業協会（以下「本会」という。）の定款第5条及び6条の規定に基づき、本会の入会資格基準及び入退会に関し必要な事項を定める。

(入会資格)

第2条 本会に正会員として入会しようとするものは、定款第5条に規定する資格を有する者のうち、横須賀市、逗子市、三浦市及び三浦郡葉山町（以下、「区域」という。）に本社を有する法人であって、入会申込みの時点において次表に掲げるすべての要件を具備しているとともに、会員としての品格を損なわないものとする。

項目	基準
1. 年間完成工事高	1億円以上
2. 資本金	300万円以上
3. 自己資本	1,000万円以上
4. 経営年数	第7項に定める建設業許可取得後5年以上経過していること
5. 建災防	加入していること
6. 建退共	共済契約者であること
7. 建設業許可	建設業法第3条の規定による土木工事業または建築工事業のいずれかの許可を有していること
8. 有資格技術者数	1・2級土木施工管理技士3人以上、若しくは1・2級建築施工管理技士及び1・2級建築士合わせて3人以上を自社で雇用していること

(注)

- 1 この表の基準額等は、原則として加入申請時の直前の決算期における財務諸表による。
- 2 自己資本は、経営規模等評価通知書・総合評定値通知書に記載の金額とする。
- 3 有資格技術者を確認するため、技術検定合格証明書の写しを添付すること。
- 4 有資格技術者を自社で雇用していることを証明する書類（健康保険被保険者証又は雇用保険者資格取得確認通知書等の写し）を添付すること。

(事前審査)

第3条 入会希望者は、次の書類を添付した入会手続きに伴う事前審査申込書（様式9）を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- (2) 法人税申告書の別表二 同族会社の判定に関する明細書(株式会社の場合のみ)
- 2 入会手続きに伴う事前審査申込書を受理したときは、総務・企画委員会が入会希望者と面談を行い、面談結果を正・副理事長に報告しなければならない。
 - 3 正・副理事長は、総務・企画委員会の面談結果に基づき入会手続きの開始について審議し、可否を決定するものとする。
 - 4 入会手続きの開始を承認した場合、入会希望者に入会申込書一式を手交する。

(入会手続)

第4条 入会申込者は、次の各号の書類を添付した入会申込書(様式1)を正・副各1通を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 建設業法に基づく許可通知書(写)又は許可証明書(写)
 - (2) 経営規模等評価通知書・総合評定値通知書(写)
 - (3) 経営状況分析申請書(写)
 - (4) 入会資格基準調書(様式2)
 - (5) 建設業労働災害防止協会加入証明書(申請日より3か月以内に発行されたもの)
 - (6) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(申請日より3か月以内に発行されたもの)
 - (7) 在籍5年以上の本会会員2名による入会推薦書(様式3)
 - (8) 上部団体選択書(様式4)
 - (9) 有資格技術者の技術検定合格証明書の写し
 - (10) 有資格技術者を自社で雇用していることを証明する書類(健康保険被保険者証又は雇用保険者資格取得確認通知書等の写し)
- 2 前項の規定にかかわらず理事長が認めたときは、入会資格が確認できる前項各号に掲げる書類と同等の書類に代えることができる。

(資格審査)

- 第5条 理事長は、入会申込書を受理したときは、これを総務・企画委員会に付議し、入会について諮問するものとする。
- 2 総務・企画委員会は、定款第6条の規定に基づく入会の申込みに関する入会資格の審査を行い、結果を理事長に答申しなければならない。
 - 3 理事長は、総務・企画委員会から答申を受けたのち理事会に付議するものとする。

(承認)

第6条 理事会は、前条の規定により総務・企画委員会の審査結果に基づき入会の承認について審議し、承認の可否を決定するものとする。

(入会申込者への通知)

第7条 理事長は、理事会により入会を承認された者に対して入会承認書(様式5)を交付する。

(変更手続)

第8条 会員は入会申込書に記載した主要事項に変更のあった場合は、変更届(様式6)により、遅滞なく届け出なければならない。

2 前項の規定による主要事項のうち本社の所在地を、第2条に定める区域以外に変更する場合は、同区域に常設的な事業所を設けていること。

(退会手続等)

第9条 会員は、退会届(様式7)を提出して、任意にいつでも退会できる。

2 前項の規定等により会員の資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条の定めにより除名処分となった者は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

(再入会)

第10条 会員の資格を喪失し再入会を希望する場合は、第3条第1項に定める入会申込書等に再入会理由書(様式8)を付して提出し、第4条、第5条の規定により再入会できるものとする。

2 再入会を希望する者が第2条に定める区域に本社を有しない場合は、同区域に常設的な事業所を設けていること。

3 再入会にあたっては、退会の際に未納となっていた入会金及び会費等がある場合には、当該未納額を納入するものとする。

平成10年7月2日制定
平成22年11月25日改定
平成25年4月1日改定
平成30年4月25日改定
令和元年5月21日改定
令和2年3月25日改定
令和4年11月28日改定